

会 議 録 目 次

平成25年第1回曾於市議会臨時会

会期日程	471
○4月30日（火）	
議事日程第1号	473
開 会	475
開 議	475
会議録署名議員の指名	475
会期の決定	475
報告第7号、報告第8号	475
承認案第1号～承認案第3号	482
議案第42号	498
曾於北部衛生処理組合議会議員の選挙	509
閉 会	510

平成25年第 1 回曾於市議會臨時会

会 期 日 程

平成 25 年第 1 回曾於市議會臨時会会期日程

会期 1 日間

月	日	曜	会 議	摘 要
4	3 0	火	本 会 議	○開会 ○会議録署名議員の指名 ○会期の決定 ○議案等の審議・表決

平成25年第 1 回曾於市議會臨時会

平成25年 4 月30日

(第 1 日目)

平成25年第1回曾於市議会臨時会会議録（第1号）

平成25年4月30日（火曜日）
午前10時開議
場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第1号）

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

（以下2件一括議題）

第3 報告第7号 専決処分事項の報告について

（和解の締結及び損害賠償の額の件について）

第4 報告第8号 専決処分事項の報告について

（和解の締結及び損害賠償の額の件について）

（以下3件一括提案）

第5 承認案第1号 専決処分事項の承認を求めることについて

（平成24年度曾於市一般会計予算の補正について（第7号））

第6 承認案第2号 専決処分事項の承認を求めることについて

（曾於市税条例の一部を改正する条例の制定について）

第7 承認案第3号 専決処分事項の承認を求めることについて

（曾於市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

第8 議案第42号 財部中学校屋内運動場及び武道館建築工事請負契約の締結について

第9 曾於北部衛生処理組合議会議員の選挙

2. 出席議員は次のとおりである。（20名）

1番	今 鶴 治 信	2番	九 日 克 典	3番	八 木 秋 博
4番	土 屋 健 一	5番	山 下 諭	6番	原 田 賢一郎
7番	山 田 義 盛	8番	大川内 富 男	9番	西 川 熊 則
10番	大川原 主 税	11番	吉 村 幸 治	12番	（ 欠 員 ）
13番	渡 辺 利 治	14番	海 野 隆 平	15番	久 長 登良男
16番	（ 欠 員 ）	17番	漆 間 純 明	18番	大 津 亮 二

19番 迫 杉 雄 20番 坂 口 幸 夫 21番 徳 峰 一 成
22番 谷 口 義 則

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 栄 徳 栄一郎 次長 田平 五月男 係長 山 口 弘 二
参事補 宇 都 正 浩

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（24名）

市 長	池 田 孝	教 育 長	植 村 和 信
副 市 長	中 山 喜 夫	教育委員会総務課長	永 山 洋 一
副 市 長	末 廣 光 秋	学 校 教 育 課 長	森 山 勇
総 務 課 長	大 窪 章 義	社 会 教 育 課 長	中 峯 健一郎
大隅支所長兼地域振興課長	小 濱 義 洋	市 民 課 長	久 留 守
財部支所長兼地域振興課長	小 松 昌 寿	福祉事務所長兼保健福祉課長	今 村 浩 次
企 画 課 長	岩 元 祐 昭	保 健 課 長	大休寺 拓 夫
財 政 課 長	池之上 幸 夫	経 済 課 長	富 岡 浩 一
税 務 課 長	吉 川 俊 一	耕 地 課 長	吉 田 誠 得
会計管理者・会計課長	精 松 実 隆	畜 産 課 長	木佐貫 育 穂
監 査 委 員 事 務 局 長	真 方 清 治	建 設 課 長	高 岡 亮 蔵
農業委員会事務局長	切 通 宏	水 道 課 長	福 岡 隆 一

開会 午前10時00分

○議長（谷口義則）

おはようございます。

これより平成25年第1回曾於市議会臨時会を開会いたします。

○議長（谷口義則）

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（谷口義則）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、八木秋博議員及び土屋健一議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（谷口義則）

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日、4月30日の1日限りといたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、会期は1日間と決定いたしました。

日程第3 報告第7号 専決処分事項の報告について（和解の締結及び損害賠償の額の件について）

日程第4 報告第8号 専決処分事項の報告について（和解の締結及び損害賠償の額の件について）

○議長（谷口義則）

次に、日程第3、報告第7号、専決処分事項の報告について（和解の締結及び損害賠償の額の件について）及び日程第4、報告第8号、専決処分事項の報告について（和解の締結及び損害賠償の額の件について）までの2件を一括議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

○市長（池田 孝）

日程第3、報告第7号から日程第4、報告第8号まで一括して説明いたします。

まず、日程第3、報告第7号、専決処分事項の報告について説明いたします。

市道、蔵之町・後迫線の清掃作業中に発生した傷害事故について、示談書のとおり和解が成立しましたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき報告するものであります。

事故は平成24年9月21日、午前9時ごろ、自治会による市道清掃作業において、市道沿いの法面の草払いをはしごと命綱を用いて作業を行い、作業を終えて移動する際、命綱が緩み、2mほどの高さから後ろ向きに転落し、負傷したものであります。

この負傷に伴う損害賠償金額は14万8,500円ではありますが、賠償金については日本興亜損害保険株式会社から全額支払われることになっております。

次に、日程第4、報告第8号、専決処分事項の報告について説明いたします。

本庁駐車場内での市公用車車両事故につきまして、示談書のとおり和解が成立しましたので、地方自治法第180条第2項に基づき報告するものであります。

事故は平成25年2月25日、午後3時10分ごろ、本庁駐車場において、市所有の普通乗用車が空き駐車スペースに駐車するためバックしましたが、確認が不十分だったため、停車中の示談書当事者、乙所有の普通自動車と接触事故を起こし、相手側車両の前部左側を、市の車両は後部右側を損傷したものです。

この事故による賠償金額は2万3,426円ではありますが、賠償金につきましては社団法人全国市有物件災害共済会の保険から全額支払われることになっております。

以上で、日程第3、報告第7号から日程第4、報告第8号まで一括して説明いたしましたが、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（谷口義則）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○21番（徳峰一成議員）

まず、専決4号については、この専決処分日が平成25年の3月26日となっております。

質問であります、実際効力を発効といいますか、効力を発効した日は同じ3月26日と解釈していいのかどうか。

同じ質問で、専決5号については専決処分日が平成25年の3月28日となっておりますが、効力を発効した日は同じく3月28日と理解、解釈していいのかどうか、これが質問の第1点でございます。

質問の第2点目は、先般の3月議会でも質問いたしましたけれども、この二、三年、職員による公用車の事故が相次いでおります。

質問であります、平成24年度は何件、23年度は何件、22年度は何件、過去3年のそれぞれの件数について質問をいたします。

あわせて、今後の教訓についても対策を含めて答弁をしてください。

以上、3点です。

○建設課長（高岡亮蔵）

報告第7号の専決処分についてでございます。

示談書の関係は、25年3月26日付でいただいておりますけれども、専決処分につきましても3月26日、また、同日、予備費の充用をいたしておりますので、同日で効力が発生したということになるかと思えます。

○財政課長（池之上幸夫）

お答えいたします。

専決の報告8号につきましても、同じようにもう示談書の成立ということで、この同じ日付で効力を発生するということになります。

支払いは、相手方の自動車については効力はこれですが、これよか少しおくらせて払い込んであるところでございます。

あと、事故の件数ということで、まことに申しわけないんですが、いろいろ事故が多くて困っておりますが、22年度が15件、23年度が11件、24年度が14件ということでございます。

以上でございます。

（何ごとか言う者あり）

○財政課長（池之上幸夫）

失礼いたしました。教訓と対策ということでございますが、頻繁に起こっておりますので、教訓としましては大きな交通事故ではなくて、ささいなといいますか、確認等を怠った事故等が多いようでございます。

その関係もございまして、法令講習会といいますか、警察の方をお願いしまして、これは限られた人数ではございましたけれども講習会を行っております。

あと、それぞれ、財政課のほうからメールでそれぞれの全員の方々に対しまして、気をつけるようにということで通知を行っております。

なお、先ほど法令講習と言いましたが、最近は臨時職員の方々等も含まれておりますので、このの方々等も含んで講習会を行ったところでございます。

以上でございます。

○21番（徳峰一成議員）

この専決処分の示談等に伴う議会へのこの提案と説明のありようについては、若干私は改善の余地があるのではないかと考えております。先ほどの1回目の質問に関連した点からの疑問点があるからでございます。

つまり、この通常の市長、条例改正等を含めて議会に提案されて議会で議決を経た後、いつ効力を発効するかは附則の項で必ず書いてありますよね。

つまり、議会の議決をもって、あるいは平成何年の何月何日付をもって効力を発効するって、しかしこの示談書に関連しては全くそうした説明がないんですよ。

ですから、単純な素朴な質問を先ほど私1回目でしたんですよ。いつをもってこの示談書は対外的に効力を発効するのかというの、これは明記されてないですよ。

質問しなけりゃ誰一人わからんまま、議会で当然のことがごとくいわば事後承認という形で専決を認めてきたのが経過であるし、恐らく今回も認めざるを得ない。

ですから、やっぱり改善の余地があるんじゃないですか。議会に提案される以上、やはり議会が、議員が質問なしにこうした単純な、しかし大事な何月何日をもって効力を発効するのかは、何らかの形でやっぱり付備して、つけ加えてやはり提案をすべきじゃないでしょうか。

そして、関連して細かいことまで言いますと、財政課長の説明、答弁にありましたが、効力を発効したのが何月何日、2番目にお金の支払いはその事後、何月何日、日にちが違うんですよ。

しかし、建設課長の場合は、お金の支払いと効力を発効した日は、課長、同日だったですよ、同日だったですよ。訂正があつたりしたら後でいいですよ、そうした単純な小学生のやりとりをせざるを得ないんですよ。

こうしたことは今後改善すべきじゃないでしょうか。これが質問のまず第1点でございます。不要なもう質問はしなくてもいい、わかる形でやはり説明を、あるいは添付して資料を出していただきたいということではございます。このことに尽きます。

それから、質問の第2点目、職員による公用車の事故も財政課長答弁にありますように件数が少なく減っておりません。果たして、どれだけ踏み込んだ、私はトップを含めて対策あるいは協議がされたのかは非常に疑問でございます。

質問でありますけど、まず第1点、この市役所の駐車場内での民間対民間による事故、今回の専決処分に類似した、いわば駐車場で事故、接触事故、損害事故、これがどれだけ起きたか把握しておりますか。

これまで今回を含めて提案されたのは、あくまでも市職員の公用車による損害賠償に類似する専決でございます。民間対民間は全く含まれておりません。私個人的にも一昨年、同じこの市役所の駐車場内で、相手の方から駐車場で、やはり損害、

物損の事故を受けております。

毎年、どれだけこの件数にのぼるのか把握していたら報告してください。私はやはり市役所の敷地内にありますので、これはつかむべきだと思うんですよね。それらを含めて、やはり対策を講じなけりゃいけない。これが質問の第2点目であります。

第3点目、私は幾つかやはり対策を講じるべきだと思いますが、まず真っ先に講じてほしいのが駐車場のスペースが狭いということに尽きます、狭い。

大体、高齢化の中で駐車場を利用される方々は高齢者、お年寄りが非常に多いんですよ。ですから、狭い駐車場じゃちょっと恐らく今後もこの民間対民間の場合は、市役所の駐車場でそうした事故等が発生するのじゃないでしょうか。

ですから、至急、駐車場に、スペースについては、狭いところは現在広くもう改善が全国的にも民間ではされております。そうした形でもっと広くとるべきじゃないでしょうか。これが提案を含めた質問でございます。

以上です。

○建設課長（高岡亮蔵）

予算的なことということで、その同日で、ちゅうことで申し上げましたのは、予算の予備費からの充用ということで伝票上の操作のことでございます。

実際、本人に支払った日付は25年の4月5日ということで、その日より若干おくられて支払ったことになります。

○財政課長（池之上幸夫）

お答えいたします。

市役所敷地内での民間と民間との事故の把握はしているかということでございますが、残念ながらこれについては把握はしていないところでございます。

それから、駐車場が狭いと、広く駐車場をとということでございますが、今限られたその駐車場の中では、それぞれ使用の用途によりまして、お客さんと職員といったようなことで分けてはいるところでございますが、以前に比べますと面積は広くはなったと思ってるんですが、それでも狭いということですので、25年度は若干ですが市のほうで購入しました土地もございますので、その分は本年度の予算化はしているところですが、この件についてはまた今後とも検討していきたいと思っているところでございます。

発効の日付と効力との関係でございますが、効力はいつからというのは今の中では明記は確かにしてないところですが、この示談書の日付というのがちょうどお互いの示談が成立したということで、これ以降をとということでこちらとしては考えているところでございます。

○21番（徳峰一成議員）

3回目でありますので、課長、副市長、市長でいいですので、もっと明確な答弁をしてください。

まず、第1点でありますけれども、ただいまの課長の答弁に関連して、現在のこの議会への示談書の提案の内容は、いつをもって発効した、効力を発効したっていうのが明記されてない、これが第1点。

それから、建設課長の答弁でありますように、効力を、示談の効力を発効した日とお金が支払われた日が当然同じ日でない、食い違う日が出てきます。お金の支払いは何月何日をもって支払った、その結果を含めて総体として議会への専決処分の提案がなされているわけでしょう。

ですから、お金をいつ支払ったということも何らかの形でやはり添付して、付随した資料として添付して議会に専決処分としては提案すべきじゃないでしょうか。

つまり、全て終わったってことでもっての内容が、専決処分のそもそもでありますから。ですから、もう3回目でありますから、どなたか明確な責任ある答弁をしてください。もう基本の基本だから。

それから、付随的な質問として、言葉の解釈を含めて質問いたします。

専決処分の場合に何月何日をもって発効したというのと、2回目の建設課長答弁ので効力を発効した日を別扱いで言葉の解釈をして、そして答弁されたですね。

建設課長、発効したのは3月、つまり前年度、しかしお金の支払いは本年度25年度で、お金の支払いでもって効力という言葉遣いをされましたよ。これは議事録に載りますので。

質問であります、そうした解釈、定義の仕方で、行政として議会の本会議の提案の場合、いいのかどうかを含めて、もっと吟味して言葉を使い分けて3回目でありますので説明をしてください。発効した日と効力を有した日が日にちが違っているのどうか、この質問でございます。

なぜかといいますと、例えば建設課長の場合、お金の支払いが本年度、25年度ずれ込んだでしょう。ずれ込んだ場合は、単純化して考えますと専決処分は1号に当たるんじゃないでしょうか。旧年度やなくて新年度、25年度に。後ほど専決処分が出てきます、第1号が、税務課関係でですね。

ですから、こうした本会議であります、言葉の文言を各課長含めて統一した形で確認した上で、前もって勉強した上で、議会には答弁に臨んでいただきたいと思います。

いずれにいたしましても、3回目の質問でありますので、まとめてどなたか責任ある言葉、解釈を含めて定義について答弁をしてください。これが質問の2点目で

ございます。

それから、質問の3点目、2回目の質問に関連して、市長、件数は減ってないんですよ。職員による事故ですね。

しかも、加えて民間対民間による駐車場内での事故もありますけれども、これも把握してないって、把握するようなやはりシステムをつくるべきじゃないでしょうか。

公用地での事故でありますから、ですからどれぐらい事故が発生してるかって、恐らく今のままの駐車場のスペースじゃ、高齢者が非常に多い中、今後もふえると思うんです。ですから、把握するシステムをつくるべきである。

そして、そうした場合、やはり私の考えでは駐車場が狭いって、スペースが、1台当たりの、これをのんきな2回目の答弁では困るんですよ。そうお金はかからないから、至急これは改善をすべきじゃないでしょうか。スペースを広げるという意味で。

余りにも対応が、答弁を含めてのんき過ぎる。この一言に尽きるんじゃないでしょうか。もっと緊張感を持って、市長を含めて副市長をもって議会審議に臨んでいただきたい。そして答弁に当たっていただきたいと思っております。

3回目でありますので、まとめて簡潔な説得力のある答弁をしてください。

○市長（池田 孝）

事故が発生したのが旧年度であると、そしてまた締結、協定が成立し、支払いが翌年度になるという、こういう例が出てきたわけではありますが、これは事故が旧年度であって出納の締め切りが5月ですので、それまでの間だったら前の年度のやつで専決という形がいいんじゃないかなというふうに判断をいたしました。

確かに事故が多いわけではありますが、これはおっしゃるとおり車と車の間隔、1台当たりの駐車スペースが狭いと言えらると思います。ですので、今後また駐車場の確保というのが大変大事かと思えます。

それまでには、また駐車場の検討、また広げられる体制を取り組みたいというふうに思います。

（何ごとか言う者あり）

○市長（池田 孝）

それについては、もう民間同士で協議がなされますので、こちらに連絡がないのがほとんどじゃないかというふうに考えております。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

報告 2 件については以上で終わります。

日程第 5 承認案第 1 号 専決処分事項の承認を求めることについて（平成24年度曾於市一般会計予算の補正について（第 7 号））

日程第 6 承認案第 2 号 専決処分事項の承認を求めることについて（曾於市税条例の一部を改正する条例の制定について）

日程第 7 承認案第 3 号 専決処分事項の承認を求めることについて（曾於市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（谷口義則）

次に、日程第 5、承認案第 1 号、専決処分事項の承認を求めることについて（平成24年度曾於市一般会計予算の補正（第 7 号））についてから、日程第 7、承認案第 3 号、専決処分事項の承認を求めることについて（曾於市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）までの、以上 3 件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○市長（池田 孝）

日程第 5、承認案第 1 号から日程第 7、承認案第 3 号まで一括して説明いたします。

まず、日程第 5、承認案第 1 号、専決処分事項の承認を求めることについて説明いたします。

平成24年度曾於市一般会計補正予算（第 7 号）を地方自治法第179条第 1 項の規定により、平成25年 3 月29日付で専決処分いたしましたので、これを御報告し、承認を求めるものであります。

今回の補正予算の専決処分であります。歳入につきましては交付決定等による地方消費税交付金や地方交付税等の増、事業費確定による国県支出金や市債等の増減、また株式会社やごろう農土家市からいただいた寄附金200万円の追加が主なものであります。

歳出につきましては、減債基金やふるさと開発基金等への積立金が主なもので、そのほか国県補助金等の事業費の確定による財源組み替えによるものであります。

この結果、歳入歳出予算の補正額は 2 億5,258万9,000円を追加し、予算総額は歳入歳出それぞれ228億9,338万9,000円となりました。

次に、日程第 6、承認案第 2 号、専決処分事項の承認を求めることについて説明いたします。

地方税法の一部を改正する法律案が、平成25年3月30日交付されたことに伴い、緊急に曾於市税条例を改正する必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものであります。

内容につきましては、第34条の7及び附則第7条の4は、寄附金税額控除の特例控除額の改正で、附則第3条の2は早期納付を促すために延滞金の割合を引き下げたものであります。

附則第7条の3の2は、消費税の引き上げに伴い、住宅ローン減税を拡充したものであります。

また、附則第22条の2及び附則第23条は、東日本大震災により失滅した家屋の長期譲渡所得の課税及び住宅ローン減税の特例を改正したものであります。

施行期日と延滞金、市民税及び固定資産税の経過措置についても附則に明記されております。

次に、日程第7、承認案第3号、専決処分事項の承認を求めることについて説明いたします。

地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日交付されたことに伴い、緊急に曾於市国民健康保険税条例を改正する必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものであります。

内容につきましては、第5条の2、第7条の3及び第23条の改正が主なもので、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した世帯の軽減措置を恒久的なものとし、また特定継続世帯の軽減措置を3年間延長したものであります。

附則は、改正後の各条項の施行期日及び適用区分を規定したものであります。

以上で、日程第5、承認案第1号から日程第7、承認案第3号まで一括して説明いたしました。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（谷口義則）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○19番（迫 杉雄議員）

承認案第1号の専決処分事項に補正第7号が入っておりますが、確認を踏まえて二、三質疑をいたしたいと思います。

まず、今、市長の説明の中に出てきましたけど、2億5,000、2億と5,000でしたかね、全額基金にということでしたけれども、繰越額にある金額は入っていないのか確認です。

2点目に、前後しますが、説明資料に基づいて、ページが43ページの耕地課の起債の県営農村振興総合整備事業負担金100万円が今回起債として上がっておりますが、これにつきましては先般の補正第6号でも、6号では670万の減額で出ておっ

たようですけど、今回は減額じゃなくて100万ということですので、内容をお聞きしたいと思います。

次に、20ページに逆戻りですけど、山中貞則顕彰記念事業寄附金の減額が24年度、2,957万5,000円ということです。これにつきまして平成25年度の事業の予算に5,475万が組まれ、差引額は現在幾らになっておるのか伺います。

あと、6ページのほうには山中貞則顕彰館基金繰入金が14万9,000円減額ということと、補正5号では64万の減額がなされたようですが、足しまして78万9,000円ということで、24年度に78万円出たということの内容をお聞きしたいと思います。

以上です。

○財政課長（池之上幸夫）

お答えいたします。

最初の質問ですが、繰越額はこの金額に入っていないのかということだろうと思うんですが、今回は最終補正であります。繰り越しはこれを、これよりも歳入歳出がまた今後見込みが出てきます。

5月31日までまだ整理期間でございますので、変わってきますので、歳入見込みと歳出見込み、その中から差し引きしましたそういったもの等が繰り越しということで、今の段階ではちょっと予想しか立てておりませんが、今後それが確定してくるということになると思います。

それから、山中顕彰館の状況ということですが、20ページでございます。20ページにつきましては、24年度が当初で1億みておったところでございましたが、そこにありますように7,042万5,000円入りましたので、1億に達しなかった2,957万5,000円、これを今回落としたところでございます。

25年度もということでしたかね。

これは24年度の最終でございますので、あつ、25年度までの金額ということですか。25年度は7,000万、当初で計画いたしております。

ですから、これは今からでございますが、累計でということであろうかと思いますが、22、23、24、25年度までの総計であります。2億2,785万7,827円でございます。これは25年度の方も含んでいるところでございます。これはきょう現在でございます。

以上でございます。

○耕地課長（吉田誠得）

41ページの起債の関係でございます。違った、43ページの起債の関係でございます。

100万の補正増ということでございますけれども、これにつきましては御存じの

ように地元分担金の減少に伴うものでございます。

これは御存じのように面工事の５％が受益者の分担金になるわけでありまして、この面工事が最終の精算によりまして減額になっているということから、分担金が減ったことによりまして起債がふえてきているということでございます。

○企画課長（岩元祐昭）

お答えいたします。

山中顕彰館の基金繰入金の減額ということです。議員もおっしゃったとおり補正で78万何がしを補正をしているわけですが、今回はその基金繰り入れをした精算的なものだということで御理解いただきたいと思います。

この中には山中顕彰館の維持費等々が入っておりますので、その精算ということで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○19番（迫 杉雄議員）

まず、耕地課の農村振興総合事業の負担金の670万減額して100万、今回一斉増額になっているという内容はどうかという確認ですが、一旦落とした時点と今回100万の増の中で受益者等の負担は関係ないのか、再度確認を求めたいと思います。

末吉地区においてと、それからもう１点の農村活性化推進事業整備補助金等についても同様のようない見解が持たれると思いますが、今言いましたように受益者との関連はもう全くないか確認です。

あと、24年度の山中顕彰館の維持費については、598万5,000円から年度末において78万9,000円減額ということですが、これから考えますと１年間維持管理してこのまま終わって、あと25年度にオープンを目指しているというふうに聞きますが、このままずっと維持管理だけで運営していく内容と、それからやはり１日でも、少しでも早くオープンされて維持管理等に努めるという考え等は議論されてないのか、やはり基金の寄附金が集まるまでずっとこのオープンを抑える考えなのか、やはりオープンと現段階での維持管理についてはどうもギャップが生じているような気がします。

精いっぱいオープンに向けて努力する、一方では当初の目的の基金が事情で少ないということも理解しておりますが、そこらあたりのギャップについては今後どう考えるのか、今後寄附金等がふえる見込み等があるのか、市長に伺いたいと思います。

あと１点、予算書の最後のページのほう、17ページに、24年度現在の見込みの起債の額が266億3,223万8,000円というふうに説明されておりますが、この時点での一市民当たりの割り振りはどのように出しているのか、関連しまして25年度末に対

しての一市民当たりの起債額をお聞かせ願いたいと思います。

○耕地課長（吉田誠得）

お答えいたします。

まず、農村振興整備事業の起債の関係でございますけれども、39ページのほうで分担金が出ておりますが、要するに分担金が、地元の受益の負担が減ったわけでございます。減ったわけでございますので、市の負担金の持ち出しが大きくなったと、その関係で今回は市の負担の分に対する起債でございますので、これがふえてきているということでございます。

あくまでも地元としては、この地元の受益者としては利益になっていくというふうにお考えいただきたいというふうに考えております。

あと、農業農村につきましても、同じく地元の負担が少々でございますけれども減額になっております。補助金関係につきましても、これは事業費の確定といったことから大幅な減額になっているわけでありまして、御存じのように分担金はその地元の受益者が自分の利益になる分だけの工事でございますから、例えば道路とか面工事ですと道路とか水路は関係ないわけでございます。その面工事だけに対する負担金という形になりますので、あるいは用水路についても排水路は関係ございません。

用水路についての分担金ということでございますので、そういった意味からすると地元の負担が軽減しているというふうに理解いただきたいというふうに思います。

○副市長（末廣光秋）

山中顕彰館のことについてお尋ねですので、私のほうで答えをさせていただきたいと思います。

25年度の状況につきましては、25年予算で5,400万程度予算措置をさせていただいておりますが、この中に改修費を4,500万ほど、展示用の改修ですね、予算をお願いをして議決をいただいたところでございます。

これにつきましても、計画を立てながらオープンに向けて努力をするということにいたしております。

それから、歳入の寄附金のほうでございますが、今顕彰館のほうで募金活動をされているところでございます。なかなか思ったようにいかない部分もございますが、経済の状況等もありまして今県内あるいは沖縄のあたり、そして曾於市内のほうにも顕彰館の、顕彰会の役員の方々が募金の活動をされているという状況でございます。できるだけ目標額に達するように努力をしていきたいということでございます。

以上でございます。

○財政課長（池之上幸夫）

起債の市民1人当たりの割り振りをどのように考えているのかということでしたが、これは市民1人当たりで幾らという、そういった指標はちょっと持っていないところでございます。今までもそのように考えておりません。

これだけ起債を使うんだというのは考えていないところでございますが、じゃあ1人当たりの金額はどれになるのかということですが、ちょっとそれも把握いたしておりませんで、後で報告をさせていただきたいというふうに思います。

ここにあります24年度の現在高が266億3,223万8,000円、これが起債残高でございますが、この人口の、人口で割ったものというような考え方でよろしいのでしょうか。後で、報告をさせていただきます。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はありませんか。

○21番（徳峰一成議員）

まず、専決処分の1号について、また関連して質問いたします。

先ほどのこの旧年度の専決処分のいわば通し番号について、25年度に支払いが生じてるのがあったけれども、それは旧年度の通し番号でいいのかといった私の素朴な質問に対して、当局答弁では出納閉鎖が25年の5月末日をもってあるために、旧年度の通し番号でいいと理解しているといった、たしか答弁だったと思うんですよね。

それを踏まえてのこの専決処分の第1号の質問であります。

専決処分の第1号は、平成24年度、旧年度の一般会計の補正予算についての専決処分であります。ですから、当然、出納閉鎖は新年度、25年度の4月、5月をもって出納閉鎖となるわけでありまして、そうした意味から考えますと先ほどの出納閉鎖が云々、だから旧年度の通し番号でいいということには必ずしもなり得ないのではないかって、今回、今審議中の専決処分は旧年度じゃなくって、通し番号は新年度、平成25年度、つまり専決処分の第1号であります。もっと正確に整理した上で答弁をしてください。

それとも、私の理解が悪いのかどうかを含めてもっと丁寧にわかりやすく、この通し番号のあり方については説明をしてください。これが質問の第1点であります。

質問の第2点目でございますけれども、説明書の16ページで特別交付税が3億9,348万2,000円計上されております。

今の時期で、年度末のこの段階で相当額の特別交付税が入ってくるのは、これは昔からあり得たわけでございますけれども、また現在もそうでありますけれども、約4億円近い大きな特別交付税、当局としては約4億円近いこの大きな特別交付税については、その中身、内容、国としてはどういった中身、内容の算定に基づいて

の約4億円の大きな交付税となっているのか。

当然それなりの検討は、あるいは分析はされていると思いますので、その中身、内容の主なる点について算定の基礎となる説明をしてください。これが質問の第2点目であります。

質問の第3点目は、迫議員と同じく、山中貞則顕彰記念館について、二、三質問をいたします。

この寄附金事業等は、曾於市の予算との関連では平成22年度から始まっておりますよね、財政課長、ですよね。

質問であります、平成22年度、23年度、24年度は今もう質疑でわかりましたので、22年度と23年度の目標額とそして実際のこの寄附の到達額、年度ごとにですね、は幾らであったのか。

あわせて、この寄附された方々が団体が22年度、23年度それぞれ何件、個人の寄附が22年度、23年度それぞれ何口であったのか、もう終わったことでつかんでいると思いますので説明をしてください。

同じく24年についても、団体と個人についてはそれぞれの件数口、寄附口の総数についても説明をしてください。

それから、この22年度にこの山中顕彰記念館について、直営でやるかあるいは財団等を含めて第三機関に、いわば寄附問題を含めて、寄附が終わった後の運営についても第三者の団体に曾於市から切り離れた形で行うかについて議論が分かれました。

共産党議員団は、直営でやるべきじゃないということで一貫して主張いたしましたけれども、関連して質問の第3点目でありますけれども、今まで直営方式で基本的には行っておりますけれども、曾於直営の場合になりますと例えば寄附ですね、寄附行為についてはやはり全てオープン、100%自治体への寄附ということに結果としてなりますので、これが、突き詰めればなりますので、やっぱり禁じられているケースは出てくると思うんですよね。

顕彰館を通したとしても、実際はもう曾於市にこのように入ってきたり出たりしますので、ですからこうしたいわゆる直営方式でやった場合に、団体、個人を含めてどういったケースの場合に寄附が禁じられているか、それは法律の第何条に基づいて禁じられているか。

そして、そうしたいわば一定のこの制約がありますけれども、制約に基づきましてきっちりと寄附行為が24年度を含めて全て一応処理されているか、それは確認されているかについて説明と答弁をしてください。

後々になって問題とならないように、問題とならないようにまだ今途中であります。

すので、単純な質問したわけでございます。

次に、この専決の第2号は飛ばしまして、第3号について質問をいたします。

特に税務課長答弁になりますかね、まだ就任されたばかりで大変でしょうけれども、この税務課関係は条例等、条例改正を含めて、全国で今中継されているということでもありますけれども、私たち議員も含めてあるいは市民を含めて、第三者を含めて、非常に内容がわかりづらいと、恐らく質疑もわかりづらいことになると思うんですね。

特に今回は私はそのように感じております、専決3号についてはですね。これを何回読んでも、恐らく理解できる人は誰一人いないと思うんですよ。

そのため、もう今回の専決3号の中心点の文言、二つ三つについて専決処分との関係で答弁してください。

まず、質問であります、この専決3号の今回の条例改正、国民健康保険条例改正、この改正の中心点についてわかりやすい形で説明してください。専決3号の今回の条例改正は、どういった点で条例改正は内容的に特徴があるのか、その中心点について説明してください。これが第1点であります。

第2点目は、この条例改正の文言の中でわかりづらい点が二つ三つありますので、わかりやすい形で説明をしてください。

まず、第1点は特定世帯、特定世帯というのはどういったことであるでしょうか。

第2点目は特定継続世帯というのがあります。特定継続世帯、この特定継続世帯というのはどういったことでありましょうか、わかる形で、全国のインターネットを含めて聞いてる方にわかる形でですね。

それから、第3点目、条例改正の関連もありますけれども、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯というのがあります。以外の世帯、これはどういったことでしょうか。これもわかる形で説明してください。

もう、わからないのだったら、わかる形で条例を変えるべきだと思うんですよ、平易な形で。これはもう議長ですね、もう議会の質問じゃないんですよ、これは。幾ら簡潔に質問したくっても、そうしたもともとが内容であつたらやはり内容を変えてもらわんといかんと思うんですよ、もう今の時代。その点でわかりやすい形で答弁をしてください。

以上です。

○財政課長（池之上幸夫）

お答えいたします。

特別交付税のことでお尋ねがございましたが、結論から申しますと特別交付税につきましては、中身がこれとこれについてこれだけついたといったようなものは通

知はございません。

ただ、事前の調査等で、普通交付税というのがそれぞれの自治体の特別な状況等に対してくるものでございますので、例えば人権教育及び人権啓発に要する経費とかあるいはまた過疎等の地域の振興に要する経費とか、それからまた災害復旧関係に要する経費とか農林水産業振興対策に関する経費とか、いろんな調査はございますけれども最終的にはこれだけ、金額はこれだけつきましたというのはございます。

しかし、細分化されて中身は、この分についてこれだけといったというのはないところでございます。

なお、この16ページにつきましては、最終的な金額が7億4,636万4,000円ということになりまして、今回は3億9,348万2,000円を計上いたしているところでございます。

それから、山中貞則顕彰記念事業の関係のこの寄附の22年度からということでございますが、22年度は2,081万円で個人が3件、目標が22年度はちょっと早くなりましたんで、23年度から目標がでございます。

23年度が1億5,000万、24年度が2億5,000万、そして25年度が1億という3カ年で目標額をもっておりましたけれども、22年度からお金が入ってきたということで、今申し上げました22年度が2,081万円、個人が3件、団体が4件で7件でございます。

それから、23年度、これが1億3,492万8,194円、これが個人が54、団体が78でございます。

それから、24年度、これが7,042万5,924円、個人が22件、団体が48件、これの合計でいきますと個人が79件、団体が230件、全体で309件、合計金額で2億2,616万4,118円ということになります。

それと、どういった場合に禁じられているかということですが、これについてはこの寄附が正しいかどうかということでございますが、これについては全てもう全国から集まってきます。それぞれいちいちチェックはしておりませんが、私は純粋な趣旨等を配られた上でのそれに賛同された方々のということで受け取っているところでございます。

(何ごとか言う者あり)

○財政課長（池之上幸夫）

いや、中身はあるかもしれませんが、ということでございます。

以上でございます。

○税務課長（吉川俊一）

ただいまの質問にお答えさせていただきます。

まず、今回の改正の中心点について説明する前に、用語の説明からさせていただきたいと思います。

今回のこの条例の中にうたっていますこの特定世帯とはどんなものかということとでございましたけれども、特定世帯とは後期高齢者医療制度で移行したことによって、例えば夫婦いらっしゃった場合、もし旦那さんのほうが75歳になりますと奥さんが1人残ってしまいます。そういった国保の単身世帯になった世帯を特定世帯というようなふうに申し上げます。

それから、特定継続世帯とはということなんですけれども、これにつきましてはその特定世帯が5年間といったような軽減措置がございましたけれども、それをばあと3年間、今回の改正で延長するわけなんですけれども、その特定世帯の6年目から8年目の世帯を特定継続世帯というふうに申し上げます。

それから、条文中にございます特定継続世帯以外の世帯とは何かということとでございすけれども、これについては今申し上げましたとおり特定世帯はまさに特定世帯以外のもの、結局、国保のひとり世帯になった以外の世帯のことを申し上げます。

それでは、今回の条例改正の中心的な内容について説明申し上げますけれども、御存じのように平成20年度に後期高齢者医療制度の創設がされまして、75歳以上の者については国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行することになったわけとでございすが、後期高齢者医療制度への移行5年間で軽減判定の特例が廃止になるということになりますと、所得等の状況は変わらないということにもかかわらず負担増になるということを防止するために今回改正が行われたわけとでございす。

それから、もう一点でございすけれども、特定世帯の軽減と申しますのは、先ほど申し上げましたとおり後期高齢者への移行後5年間の特例措置でございましたけれども、今回3年間の特定継続世帯を設けました関係上、あと3年間、4分の1の軽減をするといったような特例を設けたわけとでございす。

以上の2点が今回の改正の内容とでございす。

以上で終わります。

○総務課長（大窪章義）

専決の番号の振り方につきまして、御説明を申し上げます。

専決関連は、議案もそうですが全て年を通して専決番号を付しております。この1号というのは179条第1号の1号とでございまして、長の専決処分、先に出てまいりました180条第1号の専決の番号につきましては、これは委任行為の専決とでございまして2つの専決行為の番号をもっております。これが1月1日から議会の開催、定例の1回が始まりますので、それに合わせて1番が振っておりますので、この専

決1号というのは179条の第1号の最初の専決ということで、ことしの議会の会期内の1番目ということで御理解していただきたいと思います。

(何ごとか言う者あり)

○市長（池田 孝）

ただいま総務課長が答弁したとおりに訂正させていただきたいと思います。

○議長（谷口義則）

ここで徳峰議員の質疑を一時中止して10分間休憩いたします。

—————・—————

休憩 午前11時02分

再開 午前11時11分

—————・—————

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開き、徳峰議員の質疑を続行いたします。

○21番（徳峰一成議員）

補正予算の専決1号について2回目の質問に入ります。

まず、特別交付税でございます。

お互い当局を含めて考えていきたいんですが、24年度は特別交付税が、課長、約7億円ですね、これはもう大変な大きな金額だし、受け取る自治体としてはありがたい大きな金額でございます。

しかし、国民の税金といいますか、国民の税金がもととなっている国からの交付金でございますから、やはりこういった算定基礎でもってそれぞれの全国の市町村に多額の国民、特別交付税が交付されるについてはもちろん算定の計算方法を含めて基本的には透明でなければいけないと思うんですよね。不透明な部分があったらもちろん当局は国のほうに聞くべきだと思うんですよ。

その点で、今回のこの補正予算におきましても、特別交付税が3億9,348万2,000円という、1,000円単位まで交付されております。つまり、1,000円単位まで算定基礎がなければならないし、あるはずなんですよ。

ですから、私は先ほどの質問ですね、大きな項目としてはこういった内容でこうした今回多額の特別交付税になってるんですかといった質問だったんですよね。

ですから、大きな金額についてはしっかりと当局は説明をすべきですよ。説明ができなければ国のほうに問い合わせべきですよ。これは毎年のことですから。もうこうした基本の基本をしっかり押さえた上で、やはり予算審議には臨むべきだと思うんですよね。

ですから、再度、繰り返し質問いたします。今回の約4億円の特別交付税で大き

な金額についてはどういった点が、大きな内容についてはどういった点が考えられますか。数字はともかくとして答えていただきたい。

それがはっきりしなければ、次回からはもっとしっかりした答弁をしていただきたいと思うんですね。これが質問の第1点でございます。

それでないと情けないじゃないですか。今の時代に億単位のお金が入ってくるのに、中身がどういった内容であるということが答弁すらできないというのは、もう情けない議会審議ですよ。

次の質問でございます。山中記念顕彰館について、まず質問の第1点、池田市長に質問いたします。

池田市長はこの平成22年度の私の本会議のやりとりにおいて、全額寄附を今後の維持管理費に充てたい、市の持ち出しは全く考えてないということでございました。

これは大事な点でありますので、状況の変化に関係なく、はっきり言ってどなたが市長であっても将来にわたってこの点は私は基本に据えるべきじゃないかと思えますので、重ねての確認の方々の質問であります。答えてください。これが質問の第1点であります。全額寄附を基本として運営したいということですね。

質問の第2点目、それにいたしましても、平成23、24年の2カ年だけでも寄附の目標が4億円ありますが、22年度、3年度、4年度の到達点が約2億2,000万ということで、目標の大方約半分でございます。

質問の第2点目は、今後の運営に支障はないのかどうか、これが質問の2点目でございます。寄附をもちろん、この数億円という設定したからには、数億円規模の今後の維持管理を含めて、また市長の初期の考え方といいますか、寄附を基本にして運営したいという点での関連性も出てきますので、単純化した形での2回目の質問であります。

質問の第3点目は、先ほどの1回目の質問を再度、これは担当課長ですか、質問いたします。

課長、自治体が直接対外的に市内外の個人、団体含めて寄附をいただく場合は、一定の法律上の制約がありますよね、課長、ありますよね。

例えば、身近なところ、私たち議員は市のほうには寄附はできないでしょう。これも一例でありますよ。あるいは市と契約を結んでいる業者、団体、これも原則的には寄附はできないと思うんですよ。

ですから、質問でありますけれども、地方自治体がこの山中顕彰館を含めて対外的に市内外を含めて、個人、団体を問わず寄附行為に一定の制約があると思いますけれども、それは法律の、何という法律の何条で足かせがありますか。私、勉強不足だから単純な質問してるんですよ。これが質問の第1点であります。

第2点目は、これまで24年度までに、山中顕彰記念館関係で多くの寄附が寄せられております。このこと自体はありがたいことでありますけれども、しかし一定の制約があると思うんです。それに全く問題ない全て寄附であったのかどうか。

当然、これはチェックがされなけりゃいけないし、チェックしてと思います。全く全て問題ないというふうに一応解釈しているのかどうか、課長、これが質問の2点目であります。

以上です。

次のこの専決の3号の国保会計について質問いたします。これは税務課長が悪いわけじゃないんだけど、税務課長の先ほどの文言の説明を含めて、聞かれた方々、議員を含めて恐らく理解された人はどなたもおられないと思うんですね。

私もなかなかわからないというか、前もって担当課に行って30分ほどレクチャーを受けましたけれども、なかなか全てを概要をつかむことは難しいんですよね。これは課長の責任じゃないんですよ、ないんですよ。

しかし、残念ながらそうした法体系、身近な条例の体系でもって、相変らず今現在、大切な市民の税金に関する問題がもう論議されているというのが、今どき今後将来を考えたときに情けない話じゃないですか。

もっと市民や議会にわかりやすい形で、やはりこの条例のあり方を含めて文言の使い方含めて、わかる形に私は最大限努力すべきじゃないかと思うんですね。これがもう偽らざる率直な私の気持ちであります。答弁よろしいです。

2回目の質問であります、いずれにいたしましても課長の説明にありますように、今回国の法改正をもつての条例改正でございますけれども、この75歳以上がいわゆる後期高齢者、それ以前が国民健康保険税、国民健康保険に入っておられる方々の中で、家族の中で家族の世帯主が75歳以上ということで、その関係で国民健康保険に関するいわゆる軽減条項であるようでございますけれども、質問であります。今回のこの条例改正に伴って例えば25年度、平成25年度にどれだけの国民健康保険に入っている市民からみて軽減額となりますか。

これは増税じゃなくて軽減額ですよ、軽減額となりますか。これが質問の第1点でございます。

質問の第2点目は、当然これは全国的に同様でありますので、やはりただでさえ国民健康保険は曾於市の場合は非常に厳しい財政状況でありますから、この軽減額に伴う国からの支援は当然あると思うんですね。

質問の2点目は、この支援は例えば国民健康保険会計の国庫負担で支援されるのか、あるいは国庫補助でされるのか、それとも交付金で補助されるのか、これが質問の第2点目であり、それが先ほどのどれだけの軽減額に対しての国からの全額で

あるのかどうか、全額であるのかどうかを含めてこの支援策が一応国から通知がされているのか、これが質問の２点目であります。

以上でございます。

○市長（池田 孝）

山中顕彰館に対する寄附であります、これは始まる時に申し上げましたとおり寄附金をもって運営するということに気持ちは変わっておりません。

これは今のところ目標に達しておりませんが、その場合は年数を長くするとかいろんな方法でありまして、寄附金を全て充てて一般財源は使わないという考え方であります。

ほかについては課長より答弁させます。

○財政課長（池之上幸夫）

お答えいたします。

まず、特別交付税の関係でございますが、これにつきましては数年前でしたか、口蹄疫がございましたときに、私どもこの口蹄疫の影響額というのが特別交付税にどの程度反映されるのかと非常に関心があったところでございましたが、これにつきましても結果的にはこれだけだったといったようなことはなかったところでございまして、もろもろのものを含めまして特別交付税はトータルできたところでございました。

普通交付税につきましては、それぞれ指数等も単位費用とかいろいろございましてそれでありますが、特別交付税につきましては調査はありますものの先ほど申し上げましたようなことで、幾らというのは内訳は出てきてないところでございます。

もし、そうであるなら次回からしっかりと聞くといいますか、調査しろというようなことでしたので、そこについては努力いたしてみたいというふうに思っております。

それから、自治体が寄附をする場合に寄附の禁止事項ということでございますが、選挙関係の先ほど申し上げました議員の方々とかそういったこと等はだめだと思っておりますが、地財法の第４条の５と——地方財政法ですが——これにつきましては地方公共団体とか、地方公共団体の住民に対しまして直接あるいは間接である等を問わず、寄附金あるいは物品等を割り当ててあるいは強制的にこれを要求する行為、こういった行為はしてはならないというのは割当金、寄附金等の禁止ということでこれは出ているようでございます。

以上でございます。

（何ごとか言う者あり）

○財政課長（池之上幸夫）

そうですね。

それはちょっとここには出てこないところでございます。

○税務課長（吉川俊一）

今回の改正に伴います影響額でございますけれども、平成25年度平等割額が160万ほど減額となるというふうに推測しております。

国からの支援でございますけれども、今回の減額に対しましては全て国民健康保険保険基盤安定負担金で全額補填されるようになっております。

○21番（徳峰一成議員）

3回目の質問でありますけれども、この寄附について税務課長ですか、質問いたします。

私は勉強不足だから関連して質問してるんですよ。ごく一般的に考えて、お互い考えていきたいんですが、市当局と単独あるいは単一あるいは継続的な契約を結んでいわゆる仕事を受けている業者、団体等に、全くこの寄附行為については規制はないですか。

単純化して考えますと利益誘導にもなりかねない、そうした規制がなければ、ことにも一般論としてはなりがちだと思うんですよね、全く規制がないんですか。規制がないんだったらないで答弁してください。

私は何らかの規制はあると思いますよ。これは昔から、だから業者と国、県、市町村との癒着関係というのは大きな問題になっていますからね、今現在。ないっていうんだったらないで答弁してください。わからんのやったら今後勉強しますで言えればいいと思うんですよね、以上が3回目の質問であります。

○財政課長（池之上幸夫）

今先ほど申し上げたようなことでございますが、今言われましたようなこと自体、もう一回ちょっと内部を調べてみたいというふうに思っております。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております承認案3件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、承認案3件については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論、採決に入ります。討論、採決は1件ずつ行います。

まず、承認案第1号、専決処分事項の承認を求めることについて（平成24年度曾於市一般会計予算の補正（第7号））について討論を行います。反対の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより承認案第1号を採決いたします。本案は承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、承認案第1号、専決処分事項の承認を求めることについて（平成24年度曾於市一般会計予算の補正（第7号））については、承認することに決しました。

次に、承認案第2号、専決処分事項の承認を求めることについて（曾於市税条例の一部を改正する条例の制定について）討論を行います。反対の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより承認案第2号を採決いたします。本案は承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、承認案第2号、専決処分事項の承認を求めることについて（曾於市税条例の一部を改正する条例の制定について）は、承認すること

に決しました。

次に、承認案第3号、専決処分事項の承認を求めることについて（曾於市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）討論を行います。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより承認案第3号を採決いたします。本案は承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、承認案第3号、専決処分事項の承認を求めることについて（曾於市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）は、承認することに決しました。

—————・—————

日程第8 議案第42号 財部中学校屋内運動場及び武道館建築工事請負契約の締結について

○議長（谷口義則）

次に、日程第8、議案第42号、財部中学校屋内運動場及び武道館建築工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○市長（池田 孝）

日程第8、議案第42号、財部中学校屋内運動場及び武道館建築工事請負契約の締結について説明いたします。

財部中学校屋内運動場及び武道館建築工事につきましては、条件つき一般競争入札により執行した結果、7業者から入札がありました。

4月12日に開札を行い、株式会社渡辺組、大隅本店が2億7,279万円で落札しましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び曾於市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

工期、入札参加業者名、屋内運動場及び武道館の完成予想図等につきましては、

お手元に参考資料を配付いたしておりますので御参照ください。

なお、関連する電気設備工事、機械設備工事等につきましても、条件つき一般競争入札により執行いたしました。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（谷口義則）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○21番（徳峰一成議員）

まとめて数項目の質問いたしますので、答弁漏れのないようにお願いいたします。

まず、質問の第1点は、今回のこの屋内運動場あるいは武道館建築で特に設計上、留意した点、これまでの末吉中学校を含めて関連した工事を行っておりますが、それなんかも教訓として留意した点があるかと思うんですが、特にどういった点で留意した上で設計をして今後建築しようとしているのか、これが質問の第1点であります。

質問の第2点目は、関連してこの床面積ですね、屋内が約959m²、武道館が約301m²ありますけれども、この床面積の算定した、この面積をもって今後建設したいといったこの床面積の算定については、どういった点を基本に考えて床面積を算定したのかどうか。

1回つくったら手直しが基本的には構造上できないと思うんですね、その点で質問であります。これが2点目であります。

質問の第3点目は、関連してトイレもありますけれども、障害者用トイレ当然入っていると思うんですが、この図面を見る限り定かではありませんので、障害者用のトイレも含まれているのかどうか、トイレの建築についてはですね、これが質問の第3点目でございます。

それから、第4点目は、今回の入札については今市長が説明がありましたように7社が入札に参加しておりますけれども、例えば考え方の一つとして今市当局に登録されているこの数億円のこの種の建築ができる、施工能力がある業者は旧曾於郡内、曾於郡内には何社ありますか。曾於郡内には何社ありますか。市のほうに登録、現在されてしている業者の中で、それが質問でございます。その中で、結果として7社が入札参加ということになりますけれども、これが質問であります。

次の質問でありますけれども、今回の入札を行うに当たって当然予算措置を行っておりますが、予算の総体額はこの建築関係では何億円で予算措置がされているでしょうか。分類が不可能でありましたら、説明がありましたこの電気設備、機械設備を含めてでもよろしいですけれども、いずれにいたしましても予算の総体について説明をしてください。

なぜこういった単純な質問をするかといいますと、御承知のようにこれは国の支援措置を含めて平成24年度、前年度からの繰越明許費が入っておって、非常にわかりづらい予算の内容になっているからでございます。ですから、こうした単純な質問をいたします。

次の質問でございますけれども、この予算の中での設計額は幾らでございますか。これまで残念ながら設計額は理由をもって説明がなされませんでしたけれども、この際、私は設計額は答弁すべきだと思いますよ。

プラスマイナス面よりも、マイナス面よりプラス面が大きいと思うんですね。やはり入札の透明性のありようから見て、場合によっては2回目以降、私、関連して質問いたしますけれども、どうしても今回設計額が提示できないんだったら、私たち議会や市民にわかる形で提示できない、答弁できない理由をわかる形で説明をしてください。いずれにいたしましても設計額を答弁してください。

以上であります。

○財政課長（池之上幸夫）

質問が幾つかございましたけれども、先に申し上げますが、予算の中での設計額でございますが、これにつきましては2億8,467万円でございます、467万円。

それと、4番目に申されました入札について、結果的には7社の参加でございましたが、曽於郡内には何社あるかということでございますが、これにつきましてはこの条件を満たすところは9社でございます。

以上でございます。

○教育委員会総務課長（永山洋一）

まず、お答えいたします。

まず、最初の屋内運動場、武道場についてどのようなところに設計に留意したかということでございますが、実際の資格面積といたしましては1,138m²が、屋体のほうが1,138m²の資格面積がございましたが、やはり4月、24年の4月1日に統合いたしました。統合校にいたしましては移転、新設をせずに現在の財部中におくことから、今後統合を学級数の増加及び新教育課程やさまざまな教育法に対応できるよう施設整備及び改善を図りたいということでいたしました。

特に武道場におきましては、平成18年12月に教育基本法の改正がございまして、その中で中学校保健体育における武道の必修化ということで、また平成20年の1月に中央教育審議会のほうで答申がなされました。それで、平成20年3月に中学校学習指導要領改訂ということで、中学校における武道の必修化ということでございました。

そういったところから、施設等の整備ということで文科省のほうが進めてまいり

ましたので、こちらのところを考慮いたしまして設計したところでございます。

あと、今のが屋体のほうの資格面積でございまして、実質は屋体は960m²でございまして、あと武道場が301m²、合わせまして1,261m²でございます。

あと、屋体関係の、屋体、武道場関係の予算でございますが、先ほど徳峰議員のほうからありましたとおり、校舎の23、24の継続事業、それからまた国の第3次補正に伴います平成24年3月、ことし3月の補正に伴いまして明繰をしたところでございます。明繰した財源といたしまして総額で3億4,686万5,000円でございます。

内訳といたしましては、旅費が33万1,000円、需用費128万1,000円、あと役務費がございまして委託料が1,732万5,000円、工事請負費が3億2,751万4,000円となっているところでございます。

あと、明繰と継続費ということで、大分難しいところになっておりますが、24年度に実際、継続費で残りました部分と3月補正で補正をいたしました分を合わせて明繰している分でございます。

24年度の建築費の計が予算額といたしましては7億1,220万2,000円、屋体関係が2億5,154万5,000円ということでございまして、それにまた繰越金の予算額を合わせまして先ほどの明繰の金額になっている部分でございます。

一応、財源については以上でございます。

○建設課長（高岡亮蔵）

障害者用のトイレの件でございますけれども、図面を見ていただきますと便器の横に1つ広い部屋がございますけれども、男女ともに1部屋ずつ設けてあるところでございます。

特徴的な設計のということでございました。武道館、屋体ともに木材を使うということで木を使って壁等を仕上げるということで、そういった木のよさをあらわすということでもございます。

また、LED等の照明を全て使いまして、省エネとかそういったものにも配慮しているということでございます。

○21番（徳峰一成議員）

市長を中心として2点、二、三点質問いたします。

今回、設計額を発表になりましたけれども、今後は設計額を含めて、できたらもう質問しなくてもいい形で添付資料として出していただきたいと考えております。

質問の第1点でありますけれども、土木と違って、市長、建築の場合は特に金額の大きい建築の場合はそう、今後を含めて曾於市の場合は数の上では多くないと思うんですね。

そうした中で、曾於市内のこうしたいわば数千万から1億を超える金額について、

仕事ができる施工能力のある業者が幾つかありますけれども、もう数えるだけですよね。

こうした業者は、技術者を含めていわば施工能力があるわけですので、持つてるわけでありますよ。ですが、なかなか土木と違って仕事を与えるっていうのは、配分して、難しい面はありますけれども、常にその点はやっぱり目配り気配りが私は必要だと思うんですよね、長期的な観点から見まして。

その点で、一般論として限られたやはり建物の場合は件数にならざるを得ない、今後もならざるを得ないと思いますけれども、極力市内の施工能力のある業者に対して仕事をしていただく、間接的なを含めて、そういう形のやはり市のしっかりした基本的な方針が私は必要じゃないかと思うんですよ。

これはもう率直言って、旧町時代から我一貫して言い続けた点でございます。一つ二つの業者だけを結果として育てるようなことがあってはならないということですね。もう昔から一貫して言ってきた点でありますけれども、その点で市長としての基本的な考え方、努力点を含めてお答え願いたいと考えています。これはまさにトップの市長の考え方が結果として左右されるからでございます。

質問の第2点目でございますけれども、設計額に対するこの予定価格が約95%前後でありますけれども、以前も何回かお聞きしてるんですけれども、市長のこの予定価格の設定の考え方、もちろん一律にはすべきでないし、また一定の幅を持たせなければなりませんけれども、基本的な市長としての設計額に対する予定価格の考え方について、今一度お聞かせ願いたいと考えております。

この点も特にまさに仕事をいただく業者にとっては非常に注目をするところであるし、また市民は逆の立場からも注意していきたい点であるからでございます。その見きわめがやはり一定の基本的な方針が幅を持たせながらも私は大事じゃないかと思っておりますので、また金額は非常に億単位のお金でありますので、あえて再度質問をいたします。

以上、2点です。

○市長（池田 孝）

あらゆる入札のあり方で、市内の業者が落札できる状態での入札のあり方、それを基本といたしております。

しかし、市内に業者が少なかった場合は、やはり市外から求めるということで仕方ないのかなというふうに思っているところです。

これまでもずっとそのような方法でやってきましたし、今度は市内ばかりでやると、今度は逆の結果も出るわけありますので、やっぱりそこは両方を加味しながら対応してまいりたいと思います。

また、予定額の設定ですが、これは利便性やいろいろな問題等も、やはりそのようなことを担当課長に聞きながら予定額は設定をいたしております。

もう県などによると、予定額と設計額はもう同じという形のようにありますけれども、本市の場合はここに差額を設けてやっておるというのが事実であります。

以上です。

○21番（徳峰一成議員）

3回目の質問であります。

予定価格と設計額は一定の差異を設けてのことは、これはもう当然のことだと思うんですね。そのための予定価格でありますので、もうこれはもう昔から全国的に一つの到達点でありますので。

それをどういった基本方針でもって臨むかは、非常に見きわめが大事だと思うんですね。一定の時代の流れとともに、一定変化せざるを得ない面もあるんでしょうけれども。質問でございますけれども、これは市長も同じ気持ちだと思うんですよ。

市民の立場から見たらなるだけ安くでしていただく、しかしもう一方の立場から見たら、特に市内の業者を育てていくっていう観点も大事です。これは私も同じ気持ちです。

その点で、例えばこういったことです。今回はJ Vは組んでおりません。大体この種の建物の場合はどれぐらいの金額、もちろん内容にもよるでしょうけれども、をもって、もう単独の業者指定となるのか、あるいはJ Vを組むことになるのか、この点についてお答え願いたいと考えてるの、これはもう昔からこの分離発注を含めて論議された点でありますけれども、特に本体工事についてのJ Vについての基本的な考え方を説明してください。

○副市長（末廣光秋）

工事の関係を担当いたしておりますので、私のほうで答弁をさせていただきますが、その工事の事業の内容にもよりますが、今までこういう校舎等あるいは屋体等については業種を3つぐらいに分けて発注をさせていただいております。

先ほど質問、議員がありましたように、地元業者を中心に発注をかけておるところですが、金額についてはその事業内容によって判断をしていきたい、細かな部分について検討も必要でありますので、今回の場合は屋体ということで、今回単体で発注をかけたという状況でございます。

今後、事業内容を見て判断をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はありませんか。

○5番（山下 諭議員）

この議案につきましては、特別に金額とかということで問題視するところはないわけでございますけれども、ちょっとわかりにくい点がございますので質問をいたします。

まず、参考資料の2ページのところにございます、先の質問で曾於市内にはこれに参加できる資格のある業者は9社あるということでした。この7社参加された業者の中で曾於市に本社のある、本社のある、いわゆる業者はどれとどれの業者なのかというのが1点。

それから、2点目にこの株式会社渡辺組、大隅本店とございますが、これはどういう会社なのか、渡辺組につきましては先代の社長が曾於市の出身の方であるということで、ちょっと理解はしているつもりでございましたけど、大隅本店長と契約をされておりますので、何かそういう資格が会社のほうで与えられているのか、あるいはもう独立した支店であるのか、本店であるのか、独立しておれば資本金は何名で従業員が何名なのか、法人税は幾らぐらい払っているのかということをお伺いをいたします。

それから、仮契約書の6番目に解体工事に要する費用等は別添書面のとおりということになっております。この別添というのはついていないんですけれども、4ページの、参考資料の4ページのところを見ますと、今後の発注予定というのが屋内運動場解体工事というのがございます。既設体育館解体というのがございます。

これをもうこの金額の中に含んでいるというふうに解するのか別なのか、含んでいないとするのであれば、この大隅本店にさせるんですよというような契約になるんじゃないかと思うんですけど、その辺のこの別添書面のとおりというのはどういう意味でここに入っているのか、この点をお伺いをいたします。

○財政課長（池之上幸夫）

お答えします。

まず、会社の、その7つの会社の所在といいますか、場所でございますが、一番上からいきますと内山組が志布志でございます。それから下3つが曾於市でございます。その次から3つですね、鎌田建設、曾於、それと川畑……

（何ごとか言う者あり）

○財政課長（池之上幸夫）

はい、2、3、4ですね、それが曾於です。曾於市です。それから、5番目のところが大崎町でございます。それから、6番、これが志布志市でございます。そして一番下が曾於市でございます。

今回、7番目が落札をしたところでございますが、その考え方といいますか、どんな会社かということですが、この株式会社渡辺組、大隅本店というのは、渡辺組、

これは本社は鹿児島にございますが、の支店として本店の委任を受けているところでございまして、渡辺組本社のほうは全体で105人の技術者を抱えておりますけれども、うち大隅、この本店のほうは44人の技術者を抱えております。

本店が22業種の資格を持っておりますが、大隅本店がほぼ近い21業種に資格を有する会社でありまして、今回の条件つき一般競争入札についてそれぞれ条件を満たしておりますので、有効であるということで指名をして落札をしたところ、指名をしたところでございまして結果的に落札につながったということでございます。

先ほど資本金とかいろいろなこと言われましたけれども、これは本店のほうの委任を受けているということでございますので、ここは出てまいりません。

以上でございます。

○建設課長（高岡亮蔵）

契約書の解体工事に要する費用等の件でございますけれども、ここにつきましては建設工事にかかる資材の再資源等に関する法律、通称建設リサイクル法と申しますけれども、その中でコンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト、コンクリート等、これを特定建設資材と申しますが、これらを用いた建築物の解体工事、それからこれらを用いた新築工事等で、一定規模以上の工事についてはそれらの廃棄物を基準に従って分別、解体し、または再資源化することが義務づけられておるわけでございます。

それで、対象建設工事の請負契約の当事者は、分別、解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化に要する費用を書面に記載し、署名または記名、押印して双方に交付しなければならないとなっております。今回のこの費用等の別途書面の中身につきましては、分別、解体等の方法につきましてはないと、なしということでの表記、それから解体工事に要する費用も該当なしということですが、再資源化等をする施設の名称及び所在地ということで、コンクリートの塊、それから木材のということで種類を上げて、それらを再資源化に要する費用が31万5,000円ということで明記してございます。

建物をつくる中で発生するコンクリートの塊とか、木材の端切れとかそういった型枠の端切れ、そういったものを再資源化しますよということでの書面でございます。屋体の解体工事とは全く別のものでございます。

○5番（山下 諭議員）

質問の順序が逆になるかもわかりませんが、この仮契約の解体工事にする費用というのは、その工事をした後に出る材料だということですが、これも解体になるかな、ちょっとわかりませんが、31万5,000円を別添書面としてつけてあるということでございますけれども、これぐらいの金額はそれこそ仮契約にする

必要はあるのかなと思うわけです。

私は、後へ出てきますいわゆる解体という言葉ですから、既設の屋材であろうというふうに理解をして質問したわけでございます。現場は御承知のように更地ですから、特に解体とかそういうする必要はないわけですよね。この屋内運動場と武道館を建てる場所ですよね。

今説明によりますとそういうことのようにございますので、これは今後こういう仮契約に得る議会の承認の中の仮契約でございますから必要があるのかなというふうに考えます。

それから、この業者でございますけれども、曾於市内のほうはこれは希望がなかったんだらうというふうに考えます。今朝の南日本新聞だったですか、公共事業は地元業者を使いなさいという法案が国会に提出されようと準備されているということでございます。

これは当初、義務としてやるということだったんですけれども、義務的に、義務づくりは独占禁止法に触れるから協力、努力事項として法案化しようという記事が載っておりました。そういうことで、なるべく地元を使いなさいというようなことでございます。

なぜこういう質問したかと申しますと、隣の霧島市は本社が霧島市内にある会社しか指名をしていないということを聞いたわけでございますので、どうかひとつなるべく曾於市内の業者を使うような方法を、公募されるときにはしていただきたいということを申し上げておきます。

と同時に、大隅本店はいわゆる渡辺組の支社、支社じゃない、支社的権限を与えられたあれだということでございます。なぜこの質問をしたかと申しますと、もうこういうことはないんですけれども、有機センターが倒壊しましたときに、その後を設計者と業者で負担を100%じゃなかったですけどしてもらいましたけれども、もし何らかのあれで不都合が生じた場合にこの大隅本店で対応できるのかなと、契約はあくまで大隅本店ということになっております。

支社ということであるようでございますので、その辺等はもう十分調査されているだろうというふうに考えておりますので、これにつきましてはもう今後はなぜ本社にならないのかなあと、まあ、支社、本店と書いてありますから私は独立した会社だというふうに、住所も名前は株式会社渡辺組、大隅本店ですけれども、独立した会社だということで応募されたんだらうと思うわけですが、そうではないよ、やっぱし支店的な存在だということでございますから、今後におきましていろんな点が出てきた場合に、もう100%責任をとれる会社だろうというふうに認識をいたしておきたいというふうに考えます。

それから、もう一点だけ、この契約書の書き方ですけれども、もう御存じのとおりだと思うんですが、南さつま市だったと思うんですけれども、産業廃棄物を原料として熱は、燃やすときの熱を利用して電気をつくると、これがその、全然できなかったということで、市のほうが損害賠償を設計者と会社に要求しておりますけれども、裁判の結果、負けたっていうのかな、そういう権利はないと、というのは新聞報道によりますと契約の中身はそのようなあれになってないと、平等だと、市のほうはそれを確信して発注したんじゃないですかというようなことでございました。

でございますから、契約書は十分、もう余計なことは書かないように、みんなが納得するような方法を書いてもらいたいということを申し上げておきたいと思います。

1点だけ、今後におきましてのその発注する場合の、やはり曾於市に本社がなくても、出張所とか支店とか営業所とかそういうような事業所を置いておけば、やっぱり参加にオーケーということになるのかということだけを確認をいたしておきます。

○副市長（末廣光秋）

指名のあり方を今問われたというふうに思っておりますが、やはり地元業者を育成するという基本的な考え方で進めております。

支店、営業所を全て入れるということは、これは非常に困難な部分もありますので、特に地元で営業所を置いて名前だけ置いてる業者もおるようでございます。その実績等を何年間かは見させていただいて、その状況で判断をさせていただくということで、今取り組みをいたしているところでございます。

今後については、またその状況等を見きわめながら判断をしていきたいというように思っております。できるだけ地元業者を優先するというのが基本的において発注をかけているところでございます。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はありませんか。

○7番（山田義盛議員）

1点だけ質問させていただきたいと思いますが、先ほど副市長ができるだけ地元業者ということで大変ありがたいことだと思っておりますが、建設業法上、恐らく3年前以上については、一次下請け、下請け通知書が必ずついてなきゃいかんということになってるんですが、問題は元請けが地元業者に発注されても、一次、二次、三次という流れに、私はこの工事はなろうと思うんですね。

そういう意味では、下請け通知書に対して今後行政としてどのような形を見て、現在見ておられるのか、また今後どういうように管理徹底するのか、ちょっとお伺

いしておきたいと思います。

○副市長（末廣光秋）

下請けについての御質問でございますが、特に大きい事業につきましては特定建設業の許可を有している者ということで、これが4,500万円以上ですかね、となるものというのがありますが、今御指摘のとおりできるだけ地元の業者を下請けにしてみらうようお願いをしますが、ただしその業務内容によってはどうしても市外の業者をお願いしなきゃならないという場面がございますので、基本的にはやはり地元業者を中心という考え方ではおるところでございます。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第42号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、議案第42号については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第42号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第42号、財部中学校屋内運動場及び武道館建築工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

○財政課長（池之上幸夫）

先ほど迫議員の質問に1つ答えておりませんでしたので、申し上げます。

1人当たりが67万3,586円ということでございます。

以上でございます。

(何ごとか言う者あり)

○財政課長（池之上幸夫）

はい、24年度末。

日程第9 曾於北部衛生処理組合議会議員の選挙

○議長（谷口義則）

次に、日程第9、曾於北部衛生処理組合議会議員の選挙を行います。

曾於北部衛生処理組合の議員は、関係市の市町の長及び議員の中から選出された7人をもって構成されています。今回、曾於市議会議員に1人の欠員が生じたため、曾於北部衛生処理組合規約第5条の規定により選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りいたします。指名推選については議長が指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって議長が指名することに決しました。

曾於北部衛生処理組合議会議員に土屋健一議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました土屋健一議員を当選人と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました土屋健一議員が曾於北部衛生処理組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました土屋健一議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

以上で、本臨時会に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもちまして、平成25年第1回曾於市議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午後 零時 〇 分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

曾於市議会議長

曾於市議會議員

曾於市議會議員